

様式第1 (第3条関係) (令3経産令45・全改)

託送収支計算書

事業者名 _____

年 月 日から
年 月 日まで

(単位：千円)

費用の部		収益の部	
項目	金額	項目	金額
営業費用		営業収益	
供給販売費		託送供給収益	
労務費		自社託送収益	
諸経費		事業者間精算収益	
修繕費		最終保障供給収益	
消耗品費		その他託送供給関連収益	
賃借料		(補償料等収入)	
租税課金		(償却分区域外工事負担金収入)	
固定資産除却費		(償却分工事負担金収入)	
需給調整費			
バイオガス調達費			
需要調査・開拓費			
事業者間精算費			
その他経費			
減価償却費			
(何)			
一般管理費			
人事関連			
土地建物関連			
宣伝・広告関連			
システム関連			
基礎的研究関連			
一般管理			
事業税			
最終保障供給費用			
(何)			
営業利益 (又は営業損失)			
営業外費用		営業外収益	
資金調達		資金運用	
雑支出等		雑収入	
その他		その他	
特別損失		特別利益	
税引前託送供給関連部門当期純利益 (又は税引前託送供給関連部門当期純損失)			
法人税等			
託送供給関連部門当期純利益 (又は託送供給関連部門当期純損失)			

- 註1. 託送料金算定規則別表第1第1表(1)の減価償却費の項目の算定方法の欄ただし書の規定 (特定ガス導管事業者にあつては、託送料金算定規則別表第5第1表(1)の減価償却費の項目の算定方法の欄ただし書の規定) により減価償却費を算定した事業者においては、財務会計の整理との差額及びその理由について記載すること。
2. (償却分区域外工事負担金収入) は、別表第1、1.(7)の規定により区域外工事負担金収入額について、当該区域外工事負担金収入額を当期に一括して整理せず、分割して整理するもの

とした場合は、その旨を脚注として記載すること。

3. (償却分工事負担金収入)は、別表第1、1、(8)の規定により工事負担金収入額について、当該工事負担金収入額を当期に一括して整理せず、分割して整理するものとした場合は、その旨を脚注として記載すること。
4. この表に示す項目に計上すべき金額がないことが明らかであるときは、当該項目の設定を省略することができる。

(託送収益明細表)

(単位：千㎡、千円、円/㎡)

	託送供給量	託送収益	単価
託送供給収益			
自社託送収益			
事業者間精算収益			
最終保障供給収益			
その他託送供給関連収益			
託送収益合計			